

議案第 149 号

伊賀市短時間勤務会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について

伊賀市短時間勤務会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和5年12月1日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市短時間勤務会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

伊賀市短時間勤務会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（令和元年伊賀市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第2号中「100分の67.5」を「100分の68.75」に改める。

附則第2項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「(経過措置)」を付し、同項の次に次の1項を加える。

- 3 令和6年3月31日までの間、第2条の規定の適用については、別表中「給与条例」とあるのは「伊賀市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和5年伊賀市条例第号）による改正前の給与条例」とし、「伊賀市現業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則」とあるのは「伊賀市現業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則（令和5年伊賀市規則第号）による改正前の伊賀市現業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則」とする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の見出しを削り、同項の前に見出しを付し、同項の次に1項を加える改正規定は、公布の日から施行する。